

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和6年能登半島地震災害応急対策作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曽川下流河川事務所長 大坪 祐紀 桑名市大字福島465
契 約 締 結 日	令和 6 年 3 月 6 日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社市川工務店 岐阜市鹿島町6丁目27番地
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,530,000－ (月額)
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥2,530,000－ (月額)
随意契約による こととした理由	本作業は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、中小型タンクローリーを派遣し、被災地における災害対策用機械等に必要な軽油の運搬及び給油を行うものである。 また本作業は被災地の被害が甚大なものであり緊急かつ継続的に実施する必要があることから、日頃から災害支援に関する高い意識を持っていること及び迅速に支援体制がとれることが必要となる。 上記業者は、被災地が要請する中小型タンクローリー車（軽油1000L程度以上）を協力会社が有し、中小型タンクローリー車の運搬及び給油に必要な危険物取扱者乙4種の有資格者を被災地に同行（2名）することが出来るまた同車両は雪道走行が可能な装備も兼ね備えている。 当事務所と締結した「災害又は事故における緊急的な応急対策の支援に関する協定」において当該作業の対応可能な会員で、支援体制を即日にととのえることが出来るのは上記業者のみである。 以上の理由により他に競合できるものはないため、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3項により上記業者と随意契約を行うものである。

備	考	
---	---	--